主

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人吉村伊勢登の上告趣意(後記)について。

論旨は結局、原審が控訴趣意中の事実誤認の主張部分に対し、何等の判断を与えなかつたのは違法であると前提して、原判決の憲法違反を主張するものであるが、原判決を検討するに、原審は、明かに第一審判決の事実認定を是認することにより、右の如き事実誤認の主張に対しても判断を与えているわけであり、特に原審は、量刑不当を理由として第一審判決を破棄自判し、第一審判決認定の事実を基礎として、新たに刑の量定をしている程であるから、原判決には所論の如く、事実誤認の主張に対し判断を遺脱した違法はない。従つて論旨は前提を欠き採用するを得ない。

また記録を調べても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

## 昭和二八年四月一四日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎